

日本高野連発第 W265 号  
平成 15 年 3 月 20 日

高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

中学生の体験入部について(通達)

当連盟では、本日開催した第 3 回全国理事会で、かねてから検討を重ねてきました「中学生の体験入部」の取り扱いについて審議の結果、一定の条件を定めた上でこれを認めることになりました。

都道府県高等学校野球連盟におかれては、中学少年野球育成担当理事を委嘱、勧誘行為の防止などに努めていただきました。高校入学前のこうした問題が完全に解消されたわけではありませんが、中学生の部活動離れが進む中、少子化対策の一環としてこの「中学生の体験入部」を緩和することになりました。

## 記

- 1) 主 催 者 当該高校が主催する学校紹介行事(入試説明会)の一環として実施される行事に限り、中学生の体験入部を以下の条件で実施することができる。ただし、野球部だけが単独で開催することはできない。
- 2) 開催時期 8月から11月末日までとする。これ以外の時期に開催する場合には、当該高校からその理由を添えて所属連盟に申請、許可を受けること。
- 3) 開催手続き ① 学校紹介行事の中で野球の実技を体験させる場合は、予め加盟校は所属連盟に定められた様式で計画書を届け出ること。  
② 体験入部を実施する高校は、予め文書で中学校長宛に案内し、中学生の参加について当該中学校長の同意を得ること。
- 4) 開催回数 学校紹介行事自体の回数制限はできないが、同一生徒が同じ高校の実技に参加できるのは1回とする。
- 5) 開催の条件 ① 参加させることができる中学生は当該高校の所在する都道府県もしくは隣接都道府県内の中学校に在籍するものとする。  
② 参加中学生が宿泊を伴う行事は実施できない。  
③ 参加者の引率については中学校側で対応すること。  
④ 参加者が単に野球部活動を見学する場合は必要ないが、実技に参加させる場合は予め保護者の同意を文書で得ること(文書は当該校で保存すること)。
- 6) 体験させる内容 高校での部活動の練習方法や雰囲気を経験させるとともに、野球が持つ本来の楽しさを体験させる。  
なお、参加者が、硬式野球の経験のあるなしを問わず、打撃練習の守備にはつかせないこと。
- 7) 留意事項 ① 本行事の実施に当たっては、当該高校の野球部責任教師が必ず立会い、その指導管理下で実施すること。  
② 練習中は、防具着用が定められているものには十分注意し、安全な練習方法に万全を期すこと。  
③ 参加費を徴収したり、野球に関する記念品や野球用品など、無償供与してはいけない。  
④ 学校案内などの資料配布は差し支えないが、勧誘行為やその誤解を受けるような言動を厳に慎むこと。  
⑤ セレクションと誤認されるような練習メニューはしないこと。  
⑥ 当該高校野球部員には、体験入部の意義を理解させ、予めそれぞれの役割を明確にし、参加者との触れ合いを大切にする事前教育をすること

以 上